

平田村税の収納業務の委託状況について

村では、収入の確保や住民の利便性の向上を図るため、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により公金事務を委託したので公表します。

- 1 受託者の所在地及び名称
東京都港区一丁目 8 番 27 号
株式会社しんきん情報サービス
- 2 対象とする村税
村県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）
- 3 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 受託者が提携するコンビニエンスストア等
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、
ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ヤマザキデイリーストアー、ミニストップ、セイコーマート、ハマナスクラブ
ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、
MMK 設置店（順不同）
- 5 受託者が提携するスマートフォン決済サービス
楽天ペイ（請求書払い）、PayPay（請求書払い）、auPay（請求書払い）、
ファミペイ（請求書払い）、PayB、楽天銀行アプリ
- 6 お問い合わせ先
・平田村役場税務課 電話 0247-55-3113 FAX 0247-55-2452